

雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金

(こども加算)のご案内

雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金は、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を踏まえ、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の支給を受けた世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して児童1人あたり5万円を支給します。

※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」の規定により、差押禁止等及び非課税の対象になります

給付金の支給額

児童1人あたり5万円(原則1世帯につき1回限り)

支給対象世帯および支給手続き

- ①雲南市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(7万円)
 - ②雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯)
- の対象となった世帯のうち、次の児童を扶養している世帯に対し追加の給付をします。

対象となる世帯

- (1) 基準日時点(令和5年12月1日)で世帯主と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれの児童)
- (2) 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
※申請期限までに申請が間に合う新生児
- (3) 同一世帯ではないが、世帯主と生計が同一である18歳以下の児童
※単身で寮に入っている児童等を想定しています。該当と思われる世帯の方は下記までお問合せください。

(1) に該当の世帯

対象と思われる世帯には、**確認書(こども加算の附表)**を順次案内(郵送)します。

(2) (3) に該当の世帯

申請をしていただく必要があります。下記までお問合せください。

受給を希望する世帯は必要事項を記載の上、確認書類と合わせて申請期限までに提出してください。

申請期限：令和6年5月31日(金) 当日消印有効

※令和5年12月2日以降に生まれた新生児であっても、申請期限までに申請がない世帯については支給できません。

※国からの通知等により期限を延長する場合があります。



お問い合わせ

雲南市健康福祉部健康福祉総務課「雲南市物価高騰対応重点支援臨時給付金」窓口



0854-40-1041

受付時間 平日 8:30~17:15

※本給付金の詳細は市ホームページをご覧ください。

